

鳥取県告示第 952 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 1 月 5 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 11 月 5 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人このゆびと一まれ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤原 美江子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市千代水一丁目 37

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、市町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉など、社会福祉に関する事業を行い、利用者のニーズに合わせた福祉サービスを創造し提供する事で、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。